

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（第42回）議事録

日 時 平成30年4月24日（火） 13:30～14:30

場 所 永田町合同庁舎 1階 第3共用会議室

出席者 （委員）樫谷委員長、島本委員、明石委員、藤村委員

（関係府省庁）厚生労働省医政局総務課 谷課長補佐

（事務局）河村事務局長、岡本事務局次長、田中参事官、井上主査

1. 開会

（樫谷委員長）ただいまより、第42回「評価・調査委員会」を始めたいと思います。

最初に、今野委員が本年3月末をもって任期満了で御退任されましたので、その後任として藤村先生に、4月10日付で委員に御就任いただいております。

藤村委員から一言御挨拶をお願いします。

（藤村委員）法政大学の藤村でございます。私の専門は人事労務で、今野先生とほぼ同じということで、これから微力ながら鋭意務めていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

（樫谷委員長）ありがとうございました。

2. 評価・調査委員会委員長代理の指名について

（樫谷委員長）それでは、議事次第に沿って進めたいと思います。

初めに、評価・調査委員会の委員長代理の指名についてですが、今野委員の御退任に伴いまして、現在、委員長代理が空席となっております。委員長代理を選任する必要がありますが、手続について事務局から御説明をお願いいたします。

（田中参事官）お手元に参考資料2、会議規則がございますので、ごらんいただければと思います。委員長代理につきましては、この会議規則の第1条第3項におきまして「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」こととなっております。したがって、委員長に委員長代理の御指名をお願いしたいと思います。

（樫谷委員長）わかりました。

それでは、御指名させていただきたいと思います。

まず、資料の配付をお願いいたします。

（資料配付）

（樫谷委員長）ただいま配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。委員長代理につきましては、御退任されました今野委員にかわりまして、長年この委員会に大変尽くしていただきました島本委員をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3. 評価・調査委員会専門部会に所属する委員及び部会長の指名等について

(樫谷委員長) 続きまして、評価・調査委員会専門部会に所属する委員及び部会長の指名等についてですが、こちらと同じく医療・福祉・労働部会が1名減となり、同部会長が空席となっているところでございます。選任を行いたいと思いますが、手続について事務局から御説明をお願いいたします。

(田中参事官) 先ほどの参考資料2をごらんください。各部会に所属する委員及び専門委員につきましては、会議規則第5条第2項におきまして「部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する」とされております。また、部会長につきましては、同規則第5条第3項におきまして「部会に属する委員のうちから委員長が指名する」とされておりますので、よろしくをお願いいたします。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

こちら委員長が指名することになっておりますので、指名させていただきたいと思っております。先ほど配付した資料をごらんいただきたいと思います。

藤村委員におかれましては医療・福祉・労働部会に所属していただくとともに、御苦勞ではございますが、医療・福祉・労働部会の新部会長をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

ほかの委員の皆様につきましては、変更はございませんので、引き続き、それぞれの部会で精力的な御議論をお願いしたいと思います。

4. 医療・福祉・労働部会報告

(樫谷委員長) 次に、評価の対象となっている特例措置につきまして、医療・福祉・労働部会の検討結果について御報告をお願いしたいと思います。

こちらは昨年度の議論を受けた取りまとめになりますので、島本部会長代理より報告をお願いしたいと思います。

(島本委員) 医療・福祉・労働部会では、特例措置910「病院等開設会社による病院等開設事業」について、部会の審議を経て評価意見案を取りまとめましたので、事務局より報告させていただきます。

(田中参事官) それでは事務局から、資料2の評価意見(案)について御説明させていただきます。

まず、これを御説明する前に、参考資料4をごらんください。今回、昨年度中に評価意見を取りまとめた特例措置も含めて、概要を説明するペーパーを用意しておりますが、2枚めくっていただきますと、「病院等開設会社による病院等開設事業」の資料がございます。この事業は営利を目的とする株式会社は病院等の開設が認められていないという規制の中で、株式会社が病院等を開設することができるというものでございます。

ただし、〈主な要件〉のところにありますように、全ての医療というわけではなく、特殊な技術を活用した高度な医療に制限されており、また、自由診療のみという範囲の中で

の事業展開になるわけでございます。

資料2の評価意見のほうに戻っていただきたいと思います。本事業については、これまでも評価が何度か行われてまいりましたが、直近の平成25年度の評価におきましては、その評価の前々年度、平成23年に株主が変更になり、診療領域が変わったため、その実施状況を見て評価をしていこうということで、平成29年度に改めて評価することになったわけでございます。

その議論では、この特例が措置されて10年近くたってもまだ1件しか認定実績がないということで、フレームワークについても議論すべきではないかという評価意見でございました。

それらを踏まえて議論を行いまして、この評価意見の真ん中に「評価・調査委員会による調査では」と書いてございますが、この事業の効果について調べたものでございます。まだ認定が1件であるということと、術数が少ないということから、個別には、患者のQOLの向上等には資しているのですけれども、地域全体というところまでは至っていないということでありました。

一方で、先ほど申しましたように、診療領域が制限されているということで、この領域の拡大が図られればもっと将来性も出てくるのではないかというような結果が出たわけでございます。

上に行きまして、「関係府省庁によれば」というところでありまして、事業者から、この診療領域の拡大について要望が出ておりまして、平成15年以降の技術の進展を踏まえて、まずこの診療領域について、技術革新を踏まえながら整理してから、全国展開を検討する必要があるのではないかということでございました。

下に行きまして、医療・福祉・労働部会では、いろいろな意見が出ましたが、自由診療に限定しているところを解除したほうがいいのではないかという意見や、事業者が経営しやすい柔軟な対応を講ずるべきではないかというような意見がありました。それらを踏まえて、診療領域について関係府省庁は高度医療との関係性、患者の利便性、効率性等を考慮しつつ検討を行う必要があるのではないかということでまとめました。

現在、この特区で設立された病院については高度医療かつ自由診療ということで限られているものですから、それと一緒にいったほうが効率的な診療についても別の医療機関で実施して、またこちらの病院に戻ってもらうというような、患者の利便性等についても改善すべき点があるということで、考えてはどうかということでございます。

最後に、今後の対応方針を読み上げさせていただきます。「関係府省庁は、診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う」。

以上が部会での取りまとめの御意見でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

厚労省から、何か補足はございますか。

(谷課長補佐) 特段ございません。部会のほうで御議論いただきましたので、その内容をこちらに反映していただいていると思っています。

(樫谷委員長) わかりました。ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問があれば御発言をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

(明石委員) ⑦の今後の対応方針の3行目で、今年度中に一定の結論を得て、2021年度に改めて評価するとあります。この「一定の結論」というのは、よく審議会などで中間報告などがありますが、そのような重みなのか、これはどういう意味合いと考えればいいでしょうか。

(田中参事官) これは厚労省のほうで、診療領域について見直しも検討していただいて、その内容について御議論いただくということでございます。細かい技術的なものというよりは、患者の利便性や効率性といった観点で見てどうかということでの御議論で、一定の改善点を踏まえて、それを普及することによって新たな展開があるかどうかということを見ていこうという意味でございます。

(明石委員) ありがとうございます。

(樫谷委員長) ほかに何か御意見はございますか。

この「一定の結論」を得るのは、評価・調査委員会ですよ。厚生労働省は、その拡大等について、診療領域も含めたところを今後1年間検討していただくということですか。

(谷課長補佐) もちろん我々のほうでも、しっかり事業者とも意見交換をしており、部会で御議論いただいた中では、今、診療領域の拡大というものを、事業者から特区制度の弊害という形で、基本的に今認められているものに付随して行ったほうが効率的なものについては、今の特区の条文上だけを見ると、ほかのことはできないという形になっていますので、当然その中で、その下にバスケットクローズ的に「その他、類する事業」というところがあるので、その中で認めてもらえないかというお話をいただいています。

(樫谷委員長) そのように読めるかもしれないということですね。

(谷課長補佐) そうです。そういうものを、結構な項目、具体的には19項目いただいています。なかなか、高度な医療でなおかつ少し専門的な話にもなるので、もちろん我々は医療の担当ではあるのですが、必ずしも医療技術の専門家ではないので、その内容を精査させていただきたいという形で、1年間、今年度中という形で、当然、中身も踏まえた上で、その中の一部なのか全部なのかというところ、その必要性和、あとは拡大するならばどういう形で拡大していくかというところを含めて、我々のほうでまずは一旦結論を出させていただいて、評価の中でその内容を御審議いただくという形になろうかと考えております。

(樫谷委員長) わかりました。

特区と直接関係ないと言えれば関係ないし、関係あると言えれば関係あるのですが、民間企業では、よく御存じのようにホールディングスというものがあって、そこに会社がぶら下がっているというものがあります。地方で経営の厳しい病院がたくさん出てくるといったときに、例えばホールディングスであれば、間接部門をここで持てたりしますよね。そのように、医療法人で縦割りにするのではなく、もう少し横串を立てるような制度はできないものか。株式会社だと、それができやすいですよ。これは医療法人でもできるのですか。

(谷課長補佐) 今もできます。

(樫谷委員長) アウトソーシングの会社をつくれればいいということでしょうか。

(谷課長補佐) 会社と申しますか、基本的に民間であれば医療法人というところで、医療法に基づく法人を立てていただいて、その中で連携法人という形で実施することができます。

(樫谷委員長) 連携法人なら実質的なホールディングスができるのですね。

(谷課長補佐) できます。それは法人単位でもできますし、そもそも1つの医療法人が複数の医療機関を持つことも当然できますので、それは別に、医療法ができたときからできます。それはもともと可能です。

(樫谷委員長) ただ、地方の中堅のところは、なかなか厳しい経営のところもある。大学なども今、考えつつあるようですが、地方の大学は非常に厳しいので、少しそういうことを考えました。医療もそうかもしれませんが、地方の中堅以下のところについて、大きなところに統合すればいいのではないかという単純な話ではないと思うのです。ですから、共同で何かできるような、人の交流なども含めてですが、そういう制度ができないものだろうかという話があったので、医療もそういえば同じだなと。地方はなかなか厳しいわけですが、だからといって、地方に医療は要らないというわけにもいかない。それをどう支えるか、というような話をしていたわけです。株式会社ならできやすいですが、医療法人はできにくいということはないかもしれませんが、なかなか制度上の問題もありますので、地方の厳しい病院をどう支えるか、いかに仕組みで合理的に支えるかというようなことについて、そのようなイメージを持って御検討いただけたらと思います。

(谷課長補佐) その点は同じような認識を持っています。特区から離れてしまうのですが、医療法を平成26年に改正して、地域の中で集約していければいいと思うのですが、それぞれの主体ごとに、いろいろあると思いますので、ホールディングスを組んで、地域で機能分化していくという形を制度として設けています。まだ、活用は多くはないのですが、そういう形でできるようにはなっています。

(樫谷委員長) できるだけ使い勝手のいい制度をつくっていただきたい。株式会社も商法から会社法に改正して、いろいろな仕組みをつくりましたから、医療法人というか医療法の中でも、いろいろな議論をしていただきたい。

それでは、特例措置910につきましては、医療・福祉・労働部会作成の評価意見案を評価・

調査委員会として了承することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) 御異議がないようですので、評価・調査委員会として了承したいと思います。どうもありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(河村事務局長退室)

5. 平成29年度評価意見案について

(樫谷委員長) 以上、部会の報告を踏まえまして、評価・調査委員会としての平成29年度の意見を取りまとめることとしたいと思います。

事務局から資料配付をお願いいたします。

(資料配付)

(樫谷委員長) よろしいでしょうか。

それでは私のほうから、評価・調査委員会としての意見案について簡単に御説明させていただきます。

まず、「1. はじめに」についてでございます。ここでは、当委員会の役割及び昨年度の検討の概略について記載しております。

続きまして「2. 平成29年度の評価について」でございます。まず(1)として、昨年度の評価の進め方について、簡潔に記載させていただいております。次に(2)として、評価意見の概要を記載しております。具体的には、昨年度の評価の対象となっていた5件の特例措置について、評価意見の概要を説明しております。

最後に「3. おわりに」でございますけれども、構造改革特区制度に寄せられる期待を踏まえまして、関係府省庁に一層の取り組みをお願いするとして、結びとなっております。

また、別紙におきましては、各部会長から御報告いただいた案件ごとの意見が添付されております。

以上が評価意見(案)のまとめでございますが、御意見、御質問がございましたら、御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

この評価意見案は前回、半分ぐらいは御紹介いただいたものですよ。

(田中参事官) 前回ご説明したものに病院をつけ加えたものです。

(樫谷委員長) 全体でございますけれども、病院を追加したということなので、特に病院のほう、2ページの一番上に、その概略が簡単に書かれていますので、ごらんいただけたらと思います。

これについて、結論は返ってくるのですね。

(田中参事官) はい。今後の対応方針のとおり厚労省から報告することとしています。

(明石委員) 素朴な疑問ですが、「高度な医療」というのは、私ども素人はどう考えればいいのでしょうか。医療法人ができなくて、株式会社なら可能になる高度な医療としては

何があるのですか。

(田中参事官) 先ほどの参考資料4に高度画像診断等の例を書いていますけれども、特区の病院で行っているのは、例えば放射性同位元素を使った、通常の画像診断よりもより精度の高いもの、あるいは乳房や顔面などの再建技術といったものであります。例えば乳房再建ですと、インプラントとあって、シリコンを入れるのは保険診療になっているのですが、自身の脂肪細胞を抽出し、それを移植するなど、技術として、当然、安全性は確立されているけれども、まだ保険診療に至らないようなものを行っているということです。

(明石委員) 素人考えでは、保険がきかない医療なのか、あるいは難病なのか、具体的に言うていただけると、高度という意味がイメージしやすいのですが。

(樫谷委員長) 健康保険がきかないということですね。

(田中参事官) はい。

(樫谷委員長) 民間の保険はきくわけですよ。それはまた別ですか。

(田中参事官) 民間はまた別です。

(樫谷委員長) 民間の損害保険や生命保険などに高度医療と書いてありますが、そのことを言っているのですか。

(田中参事官) これはあくまでも公的な資金を注入する保険診療について、その対象ではないということです。

(樫谷委員長) 株式会社でもともとスタートをして、いろいろな条件があったり、そのときのニーズもあったりしたのだと思いますけれども、事業そのものが、なかなかうまくいかなかった。それでスポンサーがかわったのですね。

(田中参事官) はい。平成23年に、中国資本から株式会社カネカに移りました。当時、8割の株を取得し、実質子会社化しています。

(樫谷委員長) それは非常におもしろいと思っていて、株式会社だからM&Aがしやすいのですね。病院にもM&Aというものはあるかもしれませんが、持分というものがなくて、ある病院もあるのでしょうか、1人1票の世界なので、なかなか難しかった。例えば大手のところが、ある程度、資本を増強するために一定の価値で株式を買収して支援し、それにマネーも出していく。こういうことは、株式会社だからできるのかなと思っていて、特にそれは余りメリットとして言われていないので、ぜひ、そういうこともイメージしていただくといいのではないかと。

病院でもできたのかもしれませんが、病院と株式会社を比べたときに、破綻を懸念する病院があったときに、それでも技術は素晴らしいとなれば、やはり、ベンチャーではないけれども、大手も含めて関連のあるところを買収しに行くわけですよ。これは島本委員が一番ご存じかもしれませんが、そういう、再編がしやすいということもないわけではないので、ぜひ、そういうことも考えていただきたい。

先ほど厚労省に少し話した件とも関係するのですが、再編をしやすいということですね。会社法はそうなったわけです。商法から会社法になって、統合もしやすいし分割もできる

し、いろいろな仕組みができました。これは特区の話ではないのですが、株式会社ということに限定したときに、そういうやりやすさというか、株式会社の論理、会社法適用で、いろいろな仕組みができますから、それもどこかにイメージしておいていただけると大変良いと思いました。

（田中参事官）そういう意味では、この病院設置会社がカネカ傘下になった直後には、当時はいろいろ融資などをやっていたようですが、今は研究開発の支援をやっています。先ほどの再建技術も、培養をしてより応用性の高い新たな技術をとということで、5年間の技術開発を今やっています。

（樫谷委員長）実績があれば、株式会社で支援して、いろいろな資金を供給できるのですが、全くの第三者に資金を供給するといっても、なかなか難しい部分もあるわけです。株式会社のメリットも含めて、事務局には、そのようなメリットも少しイメージしておいていただきたいと思います。

（田中参事官）わかりました。

（島本委員）少し出てきているのかもしれませんがね。本当は資本の論理で、収益が出るようになると投資家も関心が出てくるのでしょうかね。

（樫谷委員長）もっと増資できるようになりますからね。

（島本委員）そして、テクノロジーがさらに向上していくということになるのでしょうかね、まだその前段階という感じですね。

（樫谷委員長）そうですね。一種のベンチャー、形が変わった医療ベンチャーですね。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の案につきましては、評価・調査委員会の意見として、構造改革特別区域推進本部長に提出することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

（樫谷委員長）ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

6. 平成30年度の評価の対象となる規制の特例について

（樫谷委員長）最後に、「平成30年度の評価の対象となる規制の特例について」を議題としたいと思います。事務局より御説明をお願いします。

（田中参事官）資料3をごらんください。今年度、新規に評価を行う案件が3件ございます。1番目は「シニア・ハローワーク」の設置ということで、原則、職業募集をするときには、60歳以上を除き、年齢制限はしてはいけないことになっています。このため50歳以上を対象に、就職に関する情報提供等を行うという特例でございまして、今、北九州市で行っています。

2番目は、新薬開発の治験には、健康な人への投与、患者への投与というように段階があるのですが、一番最初の、健康な人への治験の場合には、通常の求められる病床面積を

緩和できるというものです。これは横浜市立大学病院で行っておりますけれども、増床が困難な病院で、限られた面積の中で多くのデータをとることを可能にする特例です。

最後の、「民間事業者による公社管理道路運営事業」というのは、いわゆる道路コンセッションと呼ばれております。民間事業者に運営権を設定することによって、利用料金や通行料などを、みずからの収入にでき、その一部分を道路公社に支払わせるという特例があります。それによって民間事業者が自由な発想のもとで事業展開できるということで、これは愛知県で行っておりますけれども、中部国際空港までの道路を、料金を半額にするなどして、逆に台数を確保して収益を上げているという事例がございます。

これらについては今年度、評価を行っていただくことになるのですが、シニア・ハローワークと臨床試験については医療・福祉・労働部会、道路コンセッションについては地域活性化部会で御審議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました、平成30年度の評価の対象となる規制の特例について、御意見、御質問があれば御発言をお願いします。いかがでしょうか。

2番目の案件ですが、病院の廊下の幅などの基準が、健康な人なので、多少緩和して、狭くしてもいいのではないかとということですね。

(田中参事官) そうです。

(樫谷委員長) それから、一番下の案件は、これは今までやっていなかったのですか。

(田中参事官) 道路については、いわゆる民間委託はありましたが、これは民間業者が自分で料金を設定し、自分で料金を受け取ることができるというものです。通常は、道路公社しか料金を設定して受け取れないのですが、その特例ということです。

(樫谷委員長) 一定の業務、料金徴収業務だけは今までもできたけれども、全体としての収入にはならなかったわけですね。

(田中参事官) そうです。あくまでも委託費としてということだったわけです。

(樫谷委員長) 運営権か何かの売買はするのですか。

(田中参事官) 運営権を設定して、収入を全部みずからのものにして、そのうち一定の金額を支払うという形になっております。その金額を契約で設定しておいて、その上下数%はみずからが負うというものです。

(樫谷委員長) リスクを負うということか。

(田中参事官) リスクも負うし、逆にもうけがあれば収益がふえるという仕組みです。

(樫谷委員長) 例えば、最近、関空と伊丹の運営権をオリックスグループがフランスの会社と連携して買いましたが、そういうものとは違うのですか。運営権そのものを何億かで買うとか、道路はまだ、それはできないということですね。

(田中参事官) 道路はまだ規制があるのですが、空港のほうは空港自体が株式会社化されているという場合もあります。

(樫谷委員長) それ以外のところでも、北海道とか仙台とか、そういう話になっている。あれは国営か、あるいは地方に委託したものもあるかもしれませんが、国と地方とが一緒になってやろうというような仕組みですよね。これは、それとは違うのですね。

(田中参事官) はい。

(樫谷委員長) わかりました。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(樫谷委員長) それでは、平成30年度の評価・調査委員会につきましては、ただいま説明があったとおり進めてまいりたいと思います。

7. その他

(樫谷委員長) 本日の議事は以上ですが、ほかに何か事務局から御連絡はございませんか。

(田中参事官) 事務局からは特にございませぬ。

(樫谷委員長) ほかに、いかがでしょうか。

(岡本事務局次長) 委員長、よろしいですか。

(樫谷委員長) どうぞ。

(岡本事務局次長) 局長が国会の業務で途中退席しましたので、私から最後に一言申し上げます。

国家戦略特区はよく国会でも話題になるのですが、構造改革特区も含めて、これは当然、車の両輪であります。もともと安倍政権の経済政策は委員長も御存じのとおり、最後は構造改革や規制改革であり、公共事業など余りお金を使わない部分をずっとやろうとしながら、なかなか到達していない最後の部分なのです。国家戦略特区のような、区域を限って、そこでいろいろなことをやらせるというやり方と、構造改革特区のような全国でやっていくやり方と、両方あると思うのです。

我々としては、構造改革特区をもう少し活用するやり方があるのではないかという問題意識を常に持っているということと、さらに構造改革特区をどう活用していけばいいのか、もっと工夫する余地がたくさんあると思っております。お忙しい中、恐縮ですが、引き続きよろしくお願いいたします。

(樫谷委員長) 国家戦略特区など、いろいろな特区ができましたが、これはこれで車の両輪として、しっかり生かすのだというお話ですね。

8. 閉会

(樫谷委員長) それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。